

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）				
地区名	一般県道 西尾小川線				
事業箇所	安城市小川町				
事業のあらまし	碧海桜井駅周辺で、安城桜井土地区画整理事業が施行されており、（一）西尾小川線は当該土地区画整理により整備される安城市南部の中心市街地と西尾市を結ぶ道路となっている。今回、土地区画整理事業と整合する形で交差点改良を行い、市街地内外の交通の円滑化を図ることにより、交通安全を確保する。				
事業目標	【達成（主要）目標】 交差点の緩和、右折車線及び自転車歩行者道設置を行い、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図る。 【副次目標】 -				
事業費	事業費		内訳		
	0.56 億円		□工事費 0.20 億円、□用補費 0.36 億円、□その他 億円		
事業期間	採択年度	平成 19 年度	着工年度	平成 19 年度	完成年度 平成 21 年度
事業内容	交差点改良 L=69m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 交差点の緩和、右折車線及び自転車歩行者道設置を行った。 【達成状況に対する評価】 ① 事業実施前（H14～H18）と事業実施後（H21～H24）の交通事故の発生状況を比較すると、「年平均死傷者事故件数」は、1.8 件から 0.5 件へと減少したが、事故類型を検証すると信号待ちの自動車への前方不注意による追突事故が依然として発生している。 ② 右折帯設置により交差点部の車両の滞留が無くなり渋滞が解消された。 ③ 自転車歩行者道の整備により、安全な歩行空間が確保された。 交差点改良により交通の円滑化及び死傷事故が減少し、目標が概ね達成できた。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 - 【達成状況に対する評価】 -			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	主要目標は達成しており、今後の事業評価の必要性は認められない。				
改善措置の必要性	特になし				
同種事業に反映すべき事項	事業完了後、運転者の不注意による 2 件の追突事故が発生しており、経過観察し、同様の事故が多発するようであれば、必要に応じて運転手への注意喚起等の対策を取る必要があると考える。				